

徳島県告示第三百五十二号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定に基づき、次の二に掲げる家畜の所有者に対し、次の四に掲げる消毒方法を実施すべきことを命ずる。

令和五年七月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 実施の目的

本県における緊急的な豚熱の発生の予防のため

二 実施する区域

県下全域の豚及びいのしし（以下「豚等」という。）を合計六頭以上飼養する農場その他の家畜防疫員が必要と認める豚等を飼養する農場

三 実施の期日

令和五年七月二十七日から令和六年三月三十一日までの二百四十九日間

四 消毒方法

二の農場（豚等の畜舎及びその周囲、当該農場の外縁部その他の家畜防疫員が必要と認める場所に限る。）への消石灰及び消毒薬の散布